

聴覚障害者への合理的配慮について

DVD「おしえてタモちゃん～合理的配慮ってなに？～」の活用

山口県聴覚障害者情報センター

2016年4月1日から障害者差別解消法及び改正障害者雇用促進法が施行されました。

それに伴い、聴覚障害者等を対象に映像を用いて分かりやすく解説した合理的配慮についてのDVDが都道府県・政令指定都市にある聴覚障害者情報提供施設をとりまとめる「特定非営利活動法人全国聴覚障害者情報提供施設協議会」から発行されました。そのDVDが山口県聴覚障害者情報センターに届きましたので、ご案内いたします。

行政機関、関係機関、関係団体等で「聴覚障害者への合理的配慮に係る具体例について」の勉強会や啓発等の場でのご利用に適した内容となっております。その際は、ぜひ、ご利用ください。

なお、貸出に関して、詳しい事は、山口県聴覚障害者情報センターのホームページ(<http://www.c-able.ne.jp/~lookym33/>)のビデオライブラリーをご覧ください。

※裏面には、「合理的配慮の具体例」が掲載されています。

2016年4月にスタートした障害者差別解消法および改正障害者雇用促進法等で謳われている「合理的配慮」とはどのようなものか、聴覚障害者等を対象に映像を用いてわかりやすく解説したDVDです。



ドラマ → おしえてタモちゃん → 解説

聴覚障害者に対する合理的配慮を欠いた場面をドラマで再現し、その対処法について、田門弁護士が解説します。

【解説者】
タモちゃん／田門 浩 弁護士（聴覚障害者）
1967年生まれ
東京大学法学部卒
千葉市役所勤務を経て1998年に弁護士登録

制作著作：特定非営利活動法人
全国聴覚障害者情報提供施設協議会

本DVDは「全国生活協同組合連合会 2015年度社会福祉団体等助成事業」
「全国労働者共済生活協同組合連合会 2015年度社会福祉活動等助成事業」
により制作しました。

50分 NTSC 1 日本語字幕 オープンキャプション 16:9 権利者に無断で複製することを禁じます。

おしえてタモちゃん！ ～合理的配慮ってなに？～

こまったなあ...

(手話・字幕)

DVD VIDEO

(DVDカバーより)

事例～合理的配慮の具体例～

下記DVDには、「合理的配慮とは」の他に、「事例～合理的配慮の具体例～」があります。様々な場面毎に事例があり、障害者差別解消法（行政機関は、義務。企業等は努力義務）、改正障害者雇用促進法（障害者を雇用する者や企業は、義務）が課せられています。

項目	内容
1. 聴覚障害者についての無理解	
①ツアーの申込み	きこえないので危険と思われ、断られる。
②自治会役員決め	きこえないことで頭から無理だと思われたり、無能力扱いをされる。
2. ちょっとした配慮もない	
①同僚との筆談	筆談に応じてくれない
②会議通訳	手話通訳や要約筆記をお願いするが断られる。
3. 音声のみの情報しかない	
①駅のアナウンス	呼び出し・指示・案内・説明等が音声のみ。
②社内研修情報保障	講演、講義、研修、授業が音声のみで行われる。
4. 音声によるコミュニケーションの強制	
①カード会社	電話でかけ先から音声による応答を求められる。
②エレベーター	呼び出しや指示する機器が音声にしか対応していない。
③電話対応	きこえない、きこえにくいのに職務として電話に出るように指示される。

問い合わせ先

山口県聴覚障害者情報センター

指定管理者：（社福）山口県聴覚障害者福祉協会

〒747-1221 山口市鑄銭司南原2364-1

FAX 083-985-0613

TEL 083-985-0611

メール lookym33@c-able.ne.jp